

## 法人キャッシュカード(当座)規定

### 1【カードの利用】

- (1) 当座勘定について発行したキャッシュカード(以下「カード」といいます。)は当該当座勘定について、次の場合に利用することができます。ただし、カードによっては利用できない場合があります。

当行の自動入金機(自動入出金機を含みます。以下「入金機」といいます。)を使用して当座勘定に預入れる場合(当座借越金を返済する場合を含みます。以下同じ。)

当行および当行がオンライン自動出金機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「出金提携先」といいます。)の自動出金機(自動入出金機を含みます。以下「出金機」といいます。)を使用して当座勘定から払戻す場合(当座借越金を借り入れる場合を含みます。以下同じ。)

当行および出金提携先のうち当行がオンライン自動出金機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等(以下「カード振込提携先」といいます。)の自動振込機(振込を行うことができる自動入出金機を含みます。以下「振込機」といいます。)を使用して当座勘定から振替により払戻し、その払戻金を振込資金として振込を依頼する場合。

その他当行が定めた取引を行う場合。

- (2) カードは、当行および出金提携先・カード振込提携先所定の時間帯に限り、利用することができます。

### 2【カードの所有権、譲渡、質入れ等の禁止】

- (1) カードの所有権は、当行に帰属するものとし、本人にカードを貸与するものとします。
- (2) カードを、他人に譲渡、質入れ、その他第三者の権利の設定をしてはならず、また、他人に貸与、占有または使用させることはできません。

### 3【入金機による預金の預入れ】

- (1) 入金機を使用して当座勘定に預入れる場合には、入金機の画面表示等の操作手順に従って、入金機にカードまたは入金帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 入金機による預入れは、入金機の機種により当行が定めた種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当行が定めた枚数による金額の範囲内とします。
- (3) 前記(1)のうちカードによる預入れ操作後に預入れ金額を表示したご利用明細が必要な場合は、あらかじめ当行に申し出てください。この場合、当行はご利用明細を保管するための専用通帳を発行しますので、ご利用明細を綴り込んで保管してください。

### 4【出金機による預金の払戻し】

- (1) 出金機を使用して預金を払戻す場合には、出金機の画面表示等の操作手順に従って、出金機にカードを挿入し、届出の暗証と金額を正確に入力してください。この場合、当座勘定規定(または当座勘定約定書)にかかわらず当座小切手の振出しを不要とします。
- (2) 出金機による払戻しは、出金機の機種により当行(出金提携先の出金機使用の場合は、その出金提携先)が定めた金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行(出金提携先の出金機使用の場合は、その出金提携先)が定めた金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当行が定めた金額の範囲内(書面その他の当行所定の方法により申出を受け、当行が承認した場合は当該金額の範囲内で変更することができます。)とします。
- (3) 出金機による払戻しをする場合に、払戻金額と後記6の出金手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額(当座借越を利用できる範囲内の金額を含みます。)をこえるときは、その払戻しはできません。
- (4) 同一日に出金機による当座勘定からの払戻し、および振込機による振込と数通の小切手、手形等の支払をする場合に、その合計額が払戻すことのできる金額(当座借越を利用できる範囲内の金額を含みます。)をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

この場合、当行がこれらの手続きを完了するまで出金機による当座勘定からの払戻しおよび振込機による振込はできません。

#### 5【振込機による振込】

- (1) 振込機を使用して当座勘定から振替により払戻し、その払戻金を振込資金として振込を依頼する場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における当座勘定からの払戻しについては、当座勘定規定（または当座勘定約定書）にかかわらず当座小切手の振出しを不要とします。
- (2) 振込機による振込は、振込機の機種により当行（カード振込提携先の振込機使用の場合は、そのカード振込提携先）が定めた金額単位とし、1回あたりの振込は、当行（カード振込提携先の振込機使用の場合は、そのカード振込提携先）が定めた金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込（「Pay-easy（ペイジー）：税金・各種料金の払込サービスATM取引規定」による払込を含みます。）は当行が定めた金額の範囲内（書面その他の当行所定の方法により申出を受け、当行が承認した場合は当該金額の範囲内で変更することができます。）とします。
- (3) 振込機による振込を依頼する場合に、振込金額と後記6の出金手数料金額、および後記7の振込手数料金額との合計額が、当座勘定から払戻すことのできる金額（当座借越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、その振込はできません。

#### 6【出金手数料】

出金機または振込機を使用して当座勘定から払戻しをする場合には、当行および出金提携先所定の出金機・振込機使用に関する手数料（以下「出金手数料」といいます。）を、当座勘定からの払戻し時に当座勘定規定（または当座勘定約定書）にかかわらず当座小切手の振出しなしで当該当座勘定から自動的に引落します。なお、出金提携先の出金手数料は、当行から出金提携先に支払います。

#### 7【振込手数料】

振込機を使用して振込を依頼する場合には、当行およびカード振込提携先所定の振込手数料を、振込資金の払戻し時に当座勘定規定（または当座勘定約定書）にかかわらず当座小切手の振出しなしで当該当座勘定から自動的に引落します。なお、カード振込提携先の振込手数料は、当行からカード振込提携先に支払います。

#### 8【複数のカードを発行する場合】

- (1) 当行が認めた場合には、同一の預金口座について複数のカードを発行することができます。その場合には、届出の代表者は使用する者の氏名および暗証を当店に届出てください。この場合、当行は複数のカードを発行します。
- (2) 複数のカードを発行する場合のそれぞれのカードの利用についても、この規定を適用します。

#### 9【カードによる払戻し・振込金額等の通知】

カードにより払戻した金額（振込資金として払戻した金額を含みます。以下同じ）、出金手数料金額および振込手数料金額は、ご利用明細に記入します。また、窓口でカードにより取扱った場合についても同様とします。

#### 10【カードの喪失、届出事項の変更等】

- (1) カードを失ったとき、カードが偽造、変造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じたときまたは他人に使用されたことを認知したときは、直ちに本人から書面によって当店に届出てください。この届出を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 前記(1)の届出の前に、カード喪失等の通知があった場合にも、前記(1)と同様とします。なお、この場合にもすみやかに本人から書面によって当店に届出てください。

- (3) 法人名、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から書面によって当店に届出てください。この場合、カードもあわせて提出してください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (4) カードを失った場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、当行は相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (5) カードを再発行する場合には、本人は当行所定の再発行手数料を支払うものとします。

#### 11【暗証照合等】

- (1) カードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証は電話番号、同一番号、連続番号など他人に知られやすい番号を避けるとともに、定期的に変更して、他人に知られないようにしてください。
- (2) 当行がカードの電磁的記録によって、出金機または振込機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したのとして処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して預金を払戻しの取扱いをしたうえは、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗難、紛失その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行、出金提携先およびカード振込提携先は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造カードまたは変造カードによるものであり、カードおよび暗証の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任については、この限りではありません。
- (3) 当行国内本支店の窓口においてカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に記入または端末に入力された暗証と届出の暗証との一致を確認し、取扱いした場合にも、前記(2)と同様とします。

#### 12【入金機・出金機・振込機故障時等の取扱い】

- (1) 停電、故障等により入金機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当行国内本支店の窓口でカードにより当座勘定に預入れることができます。
- (2) 停電、故障等により出金機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当行が出金機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行国内本支店の窓口でカードにより当座勘定から払戻すことができます。なお、出金機提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (3) 前記(2)による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に法人名、金額および届出の暗証を記入のうえ、カードとともに提出してください。この場合、当座勘定規定（または当座勘定約定書）にかかわらず小切手の振出を不要とします。
- (4) 停電、故障等により振込機による取扱いができないときは、前記(2)、(3)によるほか、窓口営業時間内に限り、当行国内本支店の窓口で振込依頼書を提出することにより振込を依頼することができます。なお、カード振込提携先の窓口では、この取扱いはしません。

#### 13【入金機・出金機・振込機の誤入力等】

入金機・出金機・振込機の使用に際し、金額、口座番号等の誤入力またはこれらの機器の誤操作等により発生した損害については、当行、出金提携先およびカード振込提携先は責任を負いません。

#### 14【解約、カードの利用停止等】

- (1) 当座勘定取引を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。また、当座勘定規定（または当座勘定約定書）により、当座勘定が解約された場合にも同様に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、カードの利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。

前記2(2)に違反した場合

カードが偽造、変造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

#### 14の2【カード利用有効期限等】

- (1) 当行は、カードの有効期限を定めることができますものとします。カードの有効期限までに前記14に定める預金口座の解約およびカードの利用停止等がない場合には、有効期限を更新した新たなカードを発行します。この場合、当行所定のカード発行手数料を支払うものとします。
- (2) カード発行手数料は当座勘定規定（または当座勘定約定書）にかかわらず、当座小切手の振出しなしに、カードの発行された当該当座勘定から自動的に引落とし、支払われたカード発行手数料は理由の如何を問わず返還しません。カード発行手数料の引落としができないときは、カードの利用をおことわりすることがあります。この場合、当行の請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。
- (3) カードの有効期限およびカード発行手数料を定め、またこれを変更する場合には後記16に定める方法により行います。

#### 15【規定の適用】

この規定に定めのない事項については、当座勘定規定、当座勘定約定書、当座勘定借越約定書、当座勘定貸越約定書、振込規定その他カード利用にかかる当行の定める取引の規定により取扱います。なお、カード振込提携先の振込機を使用した場合には当行の振込規定にかえて、カード振込提携先の定めにより取扱います。

#### 16【この規定の変更等】

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上